

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」

実施計画

平成18年3月30日

「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議

わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画

1. 序

2002年12月の国連総会において、2005年から2014年までの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」とすることが決議されました。

これを受け、政府は、2005年12月、「国連持続可能な開発のための教育の10年」に係る施策の実施について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的な推進を図るため、「国連持続可能な開発のための教育の10年」関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」）を内閣に設置しました。

連絡会議では、各方面から寄せられた意見等にも十分に配慮しつつ検討を進め、わが国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関する実施計画を定めました。

政府としては、関係府省が連携してこの実施計画に掲げられた諸施策を着実に実施することにより、持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development 以下「E S D」）の積極的な推進を図り、もって、あらゆる人々が、質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な将来と社会の変革のために求められる価値観、行動、及びライフスタイルを学び、各主体が持続可能な社会づくりに参加する世界を実現することを期するものです。

2. 基本的考え方

（1）経緯

E S Dは、教育及び持続可能な開発に関するそれぞれの世界的な取組に由来しています。教育については、1948年の世界人権宣言において「すべて人は、教育を受ける権利を有する」とされ、1990年の「万人のための教育世界宣言」以降、初等教育の普遍化、教育の場における男女格差の是正、識字率の改善などを目標とした「万人のための教育」（Education for All（E F A））の実現に向け世界的に取り組まれています。

一方、持続可能な開発については、1987年、ブルントラント・ノルウェー首相（当時）を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会」が公表した報告書「われら共有の未来（Our Common Future）」の中心的な考え方として、「将来の世代のニーズを満たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるような開発」という「持続可能な開発」の概念が取り上げられました。その後、1992年に開催された国連環境開発会議（地球サミット）においては、持続可能な開発についての国際的な取組に関する行動計画である「アジェンダ21」が採択され、この「アジェンダ21」の第36章「教育、人々の認識、訓練の推進」の中で持続可能な開発のための教育の重要性とその取組の指針が盛り

込まれました。

このような教育と持続可能な開発に関する取組が世界的に行われる中で、E S Dの概念が深められ、国連持続可能な開発委員会において国連教育科学文化機関（以下「ユネスコ」）が中心となり、持続可能な開発のための教育のあり方について検討が進められました。

2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ・サミット）の実施計画（以下「持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画」）を交渉する過程で、わが国は、国内のN P Oから提言を受け、「持続可能な開発のための教育の10年」（以下「E S Dの10年」）を提案し、各国政府や国際機関の賛同を得て持続可能な開発に関する世界首脳会議実施計画に盛り込まれることとなりました。このことを踏まえ、わが国より、2002年の第57回国連総会に、2005年からの10年間をE S Dの10年とする旨の決議案を提出し、満場一致で採択されました。わが国は、2003年の第58回国連総会、2004年の第59回国連総会においてもE S Dの10年を推進するための決議案を提出し、それぞれ採択されました。これらの国連決議に基づき、E S Dの10年の推進機関として指名されたユネスコにより国際実施計画が策定され、2005年9月に承認されました。

（2）持続可能な開発のための教育とは

（イ）持続可能な開発、持続可能な開発のための教育

持続可能な開発とは、将来の世代のニーズを満たす能力を損なうことなく、現在の世代のニーズを満たすような社会づくりのことを意味しています。このため、すべての人が健康で文化的な生活を営むための取組が必要であり、貧困を克服し、保健衛生を確保し、質の高い教育を確保することなどが必須です。これらの取組は、性別、人種等により差別されず、公平に向かうよう取り組まなければなりません。また、これらの取組を資源の有限性、環境容量の制約、自然の回復力などを意識した節度あるものとし、将来世代へと持続する社会づくりとしなければなりません。さらに、戦争や紛争は、難民を生み、環境を破壊するため、平和への取組が必要です。

以上を踏まえると、世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会などが持続可能性の基礎となっており、環境の保全、経済の開発、社会の発展（以下を含め、「社会」を文化の面も含めた広い意味で使います。）を調和の下に進めていくことが持続可能な開発です。

このような持続可能な開発は、私たち一人ひとりが、日常生活や経済活動の場で、意識し、行動しなければ実現しません。まず、私たち一人ひとりが、世界の人々や将

来世代、また環境との関係性の中で生きていることを認識し、行動を変革することが必要であり、そのための教育が E S D です。なお、このためには、すべての人に対して識字教育を確保し、質の高い基礎教育を確保することが前提となります。

なお、持続可能な開発の「開発」(development) については、「発展」、「社会の構築」などと言われることもありますが、この実施計画においては、いずれも同じ主旨として捉えた上で、「開発」という言葉を使うこととします。また、持続可能な開発のための教育の「教育」については、学校等の公的教育のみならず社会教育、文化活動、企業内研修、地域活動などあらゆる教育や学びの場を含みます。

(口) E S D の目標

E S D の目標は、すべての人が質の高い教育の恩恵を享受し、また、持続可能な開発のために求められる原則、価値観及び行動が、あらゆる教育や学びの場に取り込まれ、環境、経済、社会の面において持続可能な将来が実現できるような行動の変革をもたらすことです。

(ハ) 取り組むべき分野

取り組むべき分野は、それぞれの国の状況や事情により異なってきます。開発途上国では、引き続き貧困撲滅が最優先課題であり、持続的成長、個々人の生活水準と福祉の向上（保健衛生、基礎教育、人権、難民問題等への取組）及び人間の安全保障の実現等が緊急の課題です。また、こうした諸問題の大きな背景をなす、国内や地域の平和と安全、ガバナンス等の改善も必要です。先進国においては、環境保全、人権や平和等の社会的な課題、貧困等の経済的課題について取り組んでいくことが必要です。これらの中でも優先的な課題として、資源の過剰利用の抑制や環境保全等が挙げられます。また、世界の社会経済は、相互に結びついており、各地域や国がお互いの課題について理解し、協調して取り組むことが必要です。

(3) わが国の実施計画

(イ) わが国の実施計画の位置づけ、内容

E S D は、わが国の提案により、世界的に取り組まれることとなったため、政府は、この実施計画に基づき国内外における施策を推進し、国内及び世界の取組をリードしていくきます。また、各地域で各主体が連携して、適切な役割を担うことができるよう実施の指針を明らかにするとともに、各主体に期待する事項を示します。

具体的には、政府は、この実施計画の 3. E S D 実施の指針 に示す内容に基づき施策を推進します。また、多様な主体による取組についても、この指針に基づいて行われるよう周知していきます。具体的な施策については、4. E S D の推進方策 におい

て、政府が自ら主体として実施する措置を示すとともに、各主体が連携して適切な役割分担の下に進めていけるよう各主体に期待する役割を明らかにし、その上で、各主体の取組を促進・支援するための施策を示します。さらに、国際協力の進め方について示し、世界においてリーダーシップを発揮するための具体的な取組を示します。

(口) 最終年までの目標

E S Dの積極的な推進により、一人ひとりが、世界の状況や将来の世代と、現在の社会や自分との関係を見つめ、自らが生きる社会を持続可能な社会とすべく、その社会づくりに参画するようになることを目指します。

また、教育機関、N P O（以下も含め、公益法人等、非営利でかつ公益を目的とする組織を含む広義のN P Oを意味します。）、事業者、行政等が、それぞれの活動に、持続可能な社会づくりのための行動を織り込むことを目指します。

さらに、各地域において様々な主体が連携しつつ、それぞれの地域の文化、産業、自然、歴史等を踏まえた、持続可能な地域づくりを行うことを目指します。

これらの取組を通じて、日本社会が持続可能な社会に近づき、また各主体が、世界の中の一員として、地域、国、国際レベルで行動し、必要な役割を担うようになることを目指します。

(ハ) わが国におけるE S D

世代間の公平、地域間の公平、男女間の平等、社会的寛容、貧困削減、環境の保全と回復、天然資源の保全、公正で平和な社会など、E S Dにおいて取り組むべき課題は多岐にわたります。E S Dで目指すべきは、個々人が、単にこれらについての知識を網羅的に得ることだけではなく、「地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み（think globally, act locally）、持続可能な社会づくりの担い手となる」よう個々人を育成し、意識と行動を変革することです。そのためには、人格の発達や、自律心、判断力、責任感などの人間性を育むという観点、個々人が他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性の中で生きており、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むという観点の2つの観点が必要です。このような視点を踏まえた上で、公共に主体的に関わり、持続可能な社会づくりに参画する個人を育むことを目指します。それは、未来の社会を描き、その実現に向けた取組を実行できる人づくりということも言えます。

そして、このような個々人の取組がつながりあうことにより、持続可能な地域づくり、国づくり、世界づくりとして発展することが可能となります。そのためには、個人が参画する地域づくりを社会の仕組みとしても確立していく必要があります。

E S Dの概念は新しいものですが、その取組すべてが新しいというものではありません。学校では、「総合的な学習の時間」等を通じて「生きる力」をはぐくむこと、

地域活動では「市民参画のまちづくり」などとして取り組まれています。これらをE S Dの観点から捉え直すことによってもE S Dの実践が可能となります。

(二) わが国が優先的に取り組むべき課題

環境、経済、社会面の多岐にわたる課題の中で、わが国を含む先進国に何よりもまず求められるのは、社会経済システムに環境配慮を織り込んでいくことです。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄に基づく生活スタイルや産業構造を転換し持続可能な消費・生産パターンを定着させることや生物多様性を確保することなどです。

しかしながら、個々人の暮らしや地域の課題は、環境、経済、社会がそれぞれ縦割りで存在するものではないことから、総合的、重層的なものであるはずです。環境の保全から始めた取組が、人権や福祉等の課題の解決等への発展につなげていくよう取り組むことが必要となります。例えば、地域の自然資源の活用を促進することにより、地域経済の向上と環境保全の両面から地域社会が向上します。さらに、この取組に地域の多様な主体が参加することにより、地域コミュニティの関係性が向上し、地域で顔の見える関係性が構築される結果、地域福祉の向上にもつながるといった好循環がうまれます。

一方、国際的な視点からは、世界規模で持続可能な開発を図る上で不可欠な開発途上国の直面する諸問題に対する理解の強化と開発途上国の諸主体との連携及び協力の強化によるミレニアム開発目標の達成が、先進国として求められる点です。

また、先進国における消費・生産活動をはじめとする社会経済活動と、開発途上国における持続可能な開発に関わる貧困等の諸問題は、相互に密接につながっており、これらについても統合的に扱っていくことが重要です。

このため、政府としては、わが国のE S Dについて、先進国が取り組むべき環境保全を中心とした課題を取り口として、環境、経済、社会の統合的な発展について取り組みつつ、開発途上国を含む世界規模の持続可能な開発につながる諸課題を視野に入れた取組を進めていくこととします。

3. E S D実施の指針

(1) 地域づくりへと発展する取組

E S Dの取組においては、学習者が多様な課題を実感し、自らの問題として捉え、解決に向け実践することが必要です。そのため、教育を受ける個人に近い地域において、地域の特性に応じた実施方法を開発し、発展させることが重要です。E S Dの実践を通じて、各地域の特性に応じた取組方法が明らかになってきます。

各地域では、地域特性に応じた教育や各種の地域課題を解決するための活動等が実践されています。また、地域教育力の再生のための取組も、各地で始められています。さ

らに、地域の伝統的な文化を大切にする取組も、地域の関係性を保ち、向上させるものとして有効です。

これらの活動について、E S Dの取組として捉え直すと、既に多くの活動がE S Dの観点を踏まえて実践されているものがあり、また、必要な見直しを行うことにより、E S Dの取組として捉えることが可能となります。これらの既存の活動において、将来世代や国内外の他の地域とのつながりを大切にするなどのE S Dの原則や価値観を重視し、持続可能な地域づくりへの取組へと発展するようにすることが大切です。

地域づくりへの参画は、大人ばかりではなく、子どもの参画という視点も大切です。子どもの参画を進めることにより、大人の参画も促され、活動の現場が活性化するという面もあります。

また、これらの取組の中で、高齢者、障害者、外国人等の社会参画に障壁がある人たちへの配慮も必要となります。

(2) 教育の場、実施主体

E S Dは、政府や地方公共団体だけが実施するものではなく、個々人の意識に影響を与えるあらゆる場で実施されることが重要です。

このため、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学等の学校教育の場、公民館や博物館等の社会教育の場、さらには職業訓練校等のような公的機関にとどまらず、地域コミュニティ、N P O、事業者、マスメディアなど、あらゆる主体が実施主体となることが重要です。

(3) 教育の内容

環境教育や開発教育をはじめ平和、人権等のE S Dの対象となる課題について、学校では、既に社会科、理科、技術・家庭科等の各教科や総合的な学習の時間等において取り扱われており、また、社会教育施設や地域活動等においても、扱わされてきました。また、学校、社会教育施設、N P O活動、企業内研修等において、環境教育、国際理解、人権教育、消費者教育、キャリア教育、食育等を実施している指導者は、すでに各分野の教育の技能を有しています。

しかしながら、E S Dでは、これら個別の取組のみではなく、様々な分野をつなげて総合的に扱っていくことが必要です。そのためには、各分野を専門領域とする者が互いに学び合い、各分野を理解し、連携を図ることも大切です。

小中高等学校においては、各教科等や総合的な学習の時間など学校教育活動全体を通じて、E S Dに関して学習することが重要になります。

特に総合的な学習の時間では、各教科等で学んだことをいかして、自ら調べたり、考

えをまとめ発表したりするなど、ESDに関する学習を一層深めることができます。このような学習を通じて、地域づくりに参画する態度を育成することが大切です。

さらに、社会教育や地域活動においても、個別の課題のみならず他の分野とつなげ、関わり合うことにより、ESDへと発展させることができます。すなわち、ESDにおいては、様々な課題の取組をベースにしつつ、個別の分野にとどまらず、環境、経済、社会の各側面から学際的かつ総合的に扱うことが重要です。

わが国では少子高齢化に伴う人口減少時代、すなわち、労働力減少時代に突入しています。そのような中、多くの外国人がわが国に入国しています。わが国の社会の活性化を維持する上で、こうした外国人の社会への参画が必要となっており、このための日本語教育も必要です。

(4) 学び方・教え方

学び方・教え方については、「関心の喚起→理解の深化→参加する態度や問題解決能力の育成」を通じて「具体的な行動」を促すという一連の流れの中に位置づけることが大切です。これらの過程では、単に知識の伝達にとどまらず体験、体感を重視して、探求や実践を重視する参加型アプローチとすることが大切です。また、活動の場で学習者の自発的な行動を上手に引き出す「ファシリテート」の働きを重視することも大切です。これらのアプローチを通じて、学習者の参加する態度や問題解決能力を育み、参加する機会の提供にも努めることが必要です。

このような学び方、教え方を実践するためには、参加体験型の学習方法や合意形成の手法を活用することが効果的です。高校や大学等の中等教育、高等教育においては、仕事や活動の現場で、必要な知識や技能を習得させるオンザジョブ・トレーニング (on-the-job training) により、具体的な実践を通じて学ぶという方法も効果的です。

教育や学習の現場では、学ぶ側の意見を取り込みつつ、進めることができます。教育や学習の対象者すべてに一斉に同じ方法をとるのではなく、可能な限り一対一の対話を重視して行うよう努めることが大切です。

(5) 育みたい力

ESDにおいては、問題や現象の背景の理解、多面的かつ総合的なものの見方を重視して体系的な思考力（システムズ シンキング (systems thinking)）を育むこと、批判力を重視して代替案の思考力（クリティカル シンキング (critical thinking)）を育むこと、データや情報を分析する能力、コミュニケーション能力の向上を重視することが大切です。

また、人間の尊重、多様性の尊重、非排他性、機会均等、環境の尊重といった持続可

能な開発に関する価値観を培うことも重要です。

このような技能や価値観を培い、市民として参加する態度や技能を育むことが大切です。なお、小中高等学校の総合的な学習の時間は、体験を通じて学校等で学んだ知識の定着、思考力、判断力、表現力、問題解決能力の育成、調べ方やまとめ方、発表の仕方などを身につけさせることを目指して行われており、ESDにおいて重視すべき点と重なるため、その充実が必要です。

(6) 多様な主体の連携、協働

国全体としてESDを推進する際に、各主体の自発的な取組を連携させることが重要であり、同分野内、異分野間、地域間、中央と地方の間の連携と国際的な連携の強化が必要です。この際、異なる主体間をつなぐコーディネート能力、多様な主体のそれぞれの特徴と地域の資源や状況を踏まえて活動や組織を構築するプロデュース能力を持つ人材や組織が必要となります。

各地域においては、大学や教育委員会その他の教育関係組織、社会福祉協議会や地域のNPO等が、教育現場と地域の人材や施設、活動の場をつなげることが期待されます。地域には、ボランティアセンター、NPOの支援センター、公民館等の教育や地域活動の支援組織があり、これらの組織において、コーディネートやプロデュースする機能を担うことが期待されます。学校教育においては、教員がコーディネート能力を持つようになることも必要です。

(7) 評価

ESDの取組を広め、効果的なものとさせるため、ESDを実践する主体は、企画し、実践し、評価し、それを次の活動の改善にいかすという過程を重視して行うことが大切です。

4. ESDの推進方策

政府は、関連する施策に持続可能な開発を可能な限り織り込むとともに、ESDがあらゆる場所で多様な主体により取り組まれることとなるよう、下記について実施又は促進することにより、国内実施をリードする役割を担います。これらの実施及び促進のため、具体的には、別表に掲げる施策を実施します（別表については、毎年見直します。）。別表の具体的施策については、各個別の施策のみでESDが達成されるものではなく、各主体の活動において別表の各施策を活用し、ESDへと発展させることが期待されま

す。

(1) 初期段階における重点的取組事項

2014年までのESDの10年の最初の段階では、わが国において、ESDが認知され、ESDに取り組むための推進体制が確保されるよう、特に以下の取組を推進します。政府としては、関係府省が実施計画に掲げられたESDに関する諸施策を着実に推進するほか、連絡会議を随時開催し、実施計画の取組状況の検証、関係府省における情報共有及び必要な政策調整を行い、関係府省が緊密に連携してESDに取り組むよう努めます。

(イ) 普及啓発

ESDは、教育現場をはじめ地域活動の場等においても、ほとんど認知されていません。ESDは、概念整理が引き続き進められていますが、「2(3)(ハ)わが国におけるESD」で説明したように、「個々人の意識と行動変革を促し、それを具体的な地域づくりへと発展させる取組」です。ESDは全く新しい取組ではなく、既存の教育を発展させることにより実践が可能です。ESDについて、さらにわかりやすい説明を工夫し、あらゆる教育関係者や地域活動の実践者への理解が広まるように普及啓発を推進します。また、政府の取組のみでは、あらゆる現場へESDが広がることは不十分であることから、普及啓発については、多様な主体との連携に留意して進めます。

(ロ) 地域における実践

地域における実際の取組経験の共有を通じて、現場レベルでの連携・協力が進むとともに、他の地域にも同様な取組が広がります。例えば、国連大学においては、そのような地域における連携・協力を促進するための仕組みとして、地域の拠点づくりを提唱・推進しています。また、そのような地域特性に応じた様々な取組の中から新しい発想の地域づくりが始まり、持続可能な地域が形成されることが期待されます。

このため、ESDの推進については、地域に立脚した取組を重視し、地域における先進的な取組に対する支援を行います。

(ハ) 高等教育機関における取組

ESDの10年における最初の段階では、高等教育機関の役割は、特に重要です。大学や大学院に対しては、各分野の専門家を育てる過程で、ESDに関連した教育を取り入れる取組を促進します。また、世界やわが国が持続可能な社会を構築するための調査研究を実施する機関としての役割、各地域における主要な取組主体の一つとしての役割等を果たすことができるよう取組を支援します。

これらの取組に当たっては、インターネット放送など最新の情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することや、他方で国内外の現場での体験を通じて学習や研究をし、単位を得られるような仕組みを取り入れることも効果的です。

（2）国内における具体的な推進方策

（イ）ビジョン構築、意見交換

持続可能な開発に関連する様々な基本方針や計画に、持続可能な開発の観点が位置づけられることにより、様々な場で持続可能な開発に関連した教育や実践活動が促進されることが期待されます。環境基本計画、食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画、エネルギー基本計画、社会資本整備重点計画、消費者基本計画等の関係する各種の計画等には、持続可能な開発の観点が盛り込まれています。今後、新たに策定される関連する計画等についても、可能な限り持続可能な開発の観点を盛り込むよう努めます。さらに、持続可能な開発に関する各種の計画等の内容を踏まえた持続可能な社会の姿を国民の衆知も集めながら検討し、国民にわかりやすく伝えるよう努めます。

また、この連絡会議のもとに、学識経験者、教育関係者、N P O、企業等の関係者の意見交換の場として円卓会議を隨時開催し、E S Dの推進方策について意見交換を行います。

（ロ）協議による政策決定、関係者の主体性の促進

政策決定において、あらゆる主体から幅広く意見を聞くことは、その政策をより質が高く、信頼されるものとするのに有効です。さらに、関係するあらゆる主体への情報提供により、各主体が持続可能な開発に対して自ら学び、考えを持つようになります。このため、持続可能な開発に係る政策については、可能な限り早い段階からの市民参加プロセスを始動させます。関係者が政策についての情報を得やすくするため、持続可能な開発に係る調査や研究等については、可能な限りホームページ等に掲載して、アクセシビリティを向上させます。

（ハ）パートナーシップとネットワークの構築・運営

この実施計画に掲げられたE S Dに係る諸施策については、連絡会議を隨時開催し、関係府省が緊密に連携して着実に実施します。

また、学校、社会教育施設、N P O、事業者、行政等とのパートナーシップにより、E S Dを様々な教育現場や地域活動の現場等に広めることができます。このため、関係府省は、様々な主体とのパートナーシップやネットワークの構築に留意しつつ、E S Dに係る施策を実施します。

地域におけるE S Dのコーディネートやプロデュースの手法について実践的に検

討します。

また、地域においてコーディネーターやプロデューサーの役割を担いうる人材を育成します。さらに、人づくりのみならず、地域においてコーディネート等を推進するための仕組みを検討し、地域における組織づくりについても進めます。具体的には、地域におけるボランティアセンター、NPOの支援センター、社会教育施設等の拠点施設、あるいはNPO、事業者等の主体がESDのコーディネートやプロデュースの機能を担うための方策について検討します。その際には、人材、場や機会、自然等の地域の資源を学校の教育へ活用するための手法についても検討します。

(二) 能力開発、人材育成

政府で行われている様々な研修においてESDに関する講座の充実に努めます。

学校教員の資質の向上のため、都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、研修を行い、受講した指導主事等がこれらの内容を踏まえた研修等を各地で行えるようにします。この研修においては、ESDの概念や指針についても取り扱うとともに、指導計画の作成、外部人材の活用の在り方等について研修を行うよう努めます。

また、地域で活動しているリーダーに対し、ESDについて普及啓発し、ESDを実践できる指導者の確保に努めるとともに、ESDの実践を指導できる指導者情報等の提供を進めます。さらに、地域で環境に関する活動を実践しているリーダーと教員が一緒に受講できる研修等を実施し、この中でもESDに関する内容を取り上げるよう努めます。

企業内研修において、従業員が持続可能な開発に即した事業に関する研修を行うことが大切です。このため、企業内研修プログラム等事業者に対して参考となる情報の提供に努めます。

なお、大学の教職課程において、ESDに関する内容を積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法が教授されるよう促します。

以上のような取組を推進し、持続可能な社会づくりの担い手となる人材育成に努めます。また、育成された人材が活用されるよう教育現場を始め各方面への情報提供に努めます。さらに、こうした人材が活用される際には、必要な謝金等が支払われるよう、ESDを進める能力を活かすことが経済に組み込まれるよう努めます。

さらに、人材のみならずNPO等の地域の主体の組織力の向上についても支援します。

(木) 調査研究、プログラム開発

ESDに関する調査研究を奨励します。また、新しい取組の実践や事例発表等を行います。これらの取組を通じて、既存のプログラムや教育の発展を促進するとともに、多くの教育者がESDについて理解し、実践できるように努めます。

E S Dのプログラムは、地域の実情に応じて地域に根ざしたものとすることが適当です。このため、地域の特性を踏まえた持続可能な地域づくりに関する調査研究を奨励し、モデル的な地域におけるプログラム開発等について支援します。その際、調査研究結果を地域の教育カリキュラムへ反映・活用することについても検討します。また、E S Dの効果についてのデータ収集等に努めます。

(ヘ) 情報通信技術（I C T）の活用

I C Tは、エネルギーや資源を節約しつつ、多くの人々に情報を発信でき、また、多くの地点における観測データ等の集約にも便利であるため、その効果的な活用を推進します。

また、インターネットは、調べ学習の活用や、E S Dの資源や教材についての情報提供を行いやすいことから、E S Dに係る情報を積極的に発信します。

（3）各主体に期待される取組

E S Dは、多様な主体が、それぞれの立場で取り組むことが重要です。各主体は以下のようないくつかの取組や役割が期待されます。政府は、これらを促進するよう努めます。

（イ）個人、家庭

2014年までの10年間の取組において、最も大きな目標は、個々人の意識と行動の変革です。そのためには、最も身近である日常生活における取組から始めることが重要です。近年、LOHAS (Lifestyles Of Health And Sustainability) のように持続可能性の概念を包含したライフスタイルの提案や、フェアトレード商品のような持続可能性、公平性等の環境、経済、社会の観点を包含した商品の販売が広がりつつあり、これらの考え方を日常生活にいかした取組をますます広げることが大切です。これらを踏まえて、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 「スローライフ」や「LOHAS」の考え方方が広まり日々の暮らしの中にいかされること。
- ・ グリーン購入やフェアトレード商品の購入に心がけること、省エネ型の暮らしの実践、木材資源の循環的利用などライフスタイルを転換すること。住居の新改築、改修の機会には、環境性能の向上や周囲の自然環境との調和に努めること。
- ・ 家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な分野において国民運動として食育を推進し、健全な食生活を実践すること。
- ・ 各家庭において、自ら考えて行動する子どもの育成、他との関係性の中で、人、もの、環境を大切にする心、国内外の各地域との関係性について伝えあうこと。
- ・ 環境保全活動、社会福祉活動、国際交流活動、その他の地域の諸課題に関する活

動などに参画すること、様々な政策決定過程に積極的に参画することにより、よりよい地域づくり、社会づくりに参画すること。

(口) 学校

幼稚園から大学まで、教育活動の全体を通じて、発達段階に応じて ESDに関する教育を実施することが期待されます。既に「生きる力」として取り組まれている教育活動は、ESDの取組と大きく重なります。ESDで重視している価値観については、例えば、環境や人権に関する文章を読み読解力を向上させる中で、同時にそれらの課題について知的的理解を深めることができます。このように社会的課題を取り上げたり、体験活動を行うことにより、学ぶ側の意欲が向上することが期待されます。さらに、これらの教科横断的な教育活動を総合的な学習の時間で効果的につなぎ合わせ、「知の総合化」を実践することも大切です。

総合的な取組であるESDは、外部の人材、場や機会等を有効に活用することにより、教職員に過度の負担を強いることなく質の高い教育を実践することも可能となります。これらを踏まえ、具体的には以下のようない取組や役割が期待されます。

- ・ 小中高等学校においては、各教科や総合的な学習の時間等における学校の教育活動全体を通じて進めること。さらに、学校評議会の活用、PTA活動等学校経営の中で総合的な取組を進めること。
- ・ 異なる学年や小中高等学校等の間の連携、地域社会等との連携にも配慮し、総合的な取組とするよう配慮すること。
- ・ 自然体験、農山漁村などにおける体験活動、職業体験その他多様な体験活動を促進すること。
- ・ 学習や生活の場としての学校施設を環境に配慮したものとすること。また、整備された学校施設を教育に活用すること。
- ・ 大学等の高等教育機関においては、各大学の特性に応じ持続可能な開発のための教育及び研究を行うこと。また、ESDの優れた教材やカリキュラムの開発に努めるとともに、それらの成果を教育の場で活用すること。高等教育機関の専門性をいかした地域社会との連携、大学間の連携による取組についても推進すること。

(ハ) 地域コミュニティ

地域コミュニティは、地域の自然や文化等の特性を踏まえた活動が行われています。地域に立脚した取組の推進のためには、地域を構成している各種の地域コミュニティの役割はとても重要になってきます。地域における諸活動においてESDの視点を取り込み、老若男女様々な者の参加を通じて、以下のようない取組や役割が期待されます。

- ・ 子育て、まちづくり活動、お祭り、遊び場、スポーツクラブ、地域課題に対処するための活動など様々な活動を有効に活用すること。また、これらの取組において

て、教育機関、NPO、事業者等と連携すること。

- ・地域教育力の向上を踏まえ、子ども達が自由に遊び多様な活動を実践できる遊び場、学びの場などをつくること。
- ・学校教育において外部の力を活用することによる、質の高い教育の実践を支援すること。

(二) NPO

自発的に、共通の課題に対する意識を持った者が集まり、活動を行っているNPOは、ESDの実施主体として最も期待される主体の一つです。NPOは、不特定かつ多数の者の利益、公益の増進が活動目的です。持続可能な開発は、ある特定の者にとっての利益の増進ではなく、社会全体が、環境、経済、社会の面から発展することです。そのため、持続可能な社会づくりは、NPO活動と合致しており、既にESDの観点から活動を行っている団体が数多くあります。また、今の活動をESDの観点で捉え直すことにより、比較的容易にESDの活動を実践できる可能性も高いと言えます。具体的には以下ののような取組や役割が期待されます。

- ・環境保全、福祉の増進、まちづくり、食育など各NPOが持つ個別のテーマのみならず、異分野と関わり合いながら活動を行うこと。政策提言活動、普及啓発活動、体験活動等の活動の中にESDを取り入れ、持続可能な社会づくりを意識した活動を行うこと。
- ・各活動のテーマの専門性をいかしつつ、ESDに係る活動において、指導者としての役割を担うこと。
- ・多様な主体が連携した取組が促進されるよう、各地域においてプロデューサーやコーディネーターの役割を担い、学校教育、社会教育、企業内教育、地域活動等が連携したESDの取組を広げること。
- ・ESDの指導者、コーディネーターやプロデューサーの育成を行うこと。
- ・ESDの推進手法について、実践例を踏まえて研究・調査し、普及すること。

(ホ) 事業者、業界団体

私たちが直面している地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、化学物質管理、公害対策など様々な環境問題を克服し、持続可能な開発を実現していくためには、環境と経済が統合的に向上する社会の構築に向けた取組が必要です。また、男女間の平等、従業員への配慮、障害者雇用、外国の工場等における児童労働の問題など事業活動における社会的側面の配慮が広がっています。これらは、社会的責任の観点から、環境、経済、社会の三つの要素を基盤とした事業活動を展開するものですが、近年、社会からの期待が高まっており、これに対応した、事業者の自発的な取組が広がっています。

持続可能な開発を意識した事業活動の実現のためには、関連する多くの主体における一人ひとりのE S Dに関する意識の向上が重要です。事業者や業界団体は、製品、サービスや情報の提供、消費者や取引先、従業員、地域とのつながり、国際的な展開など、多様なネットワークによりE S Dにおいても大きな役割が期待されます。

これらを踏まえ、事業者や業界団体には、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ 環境、経済、社会の三つの要素を基盤として、国内外において持続可能な開発に合致し、さらには、それを強化する形や内容の事業活動を行うこと。
- ・ 企業内教育にE S Dを取り入れること。
- ・ 事業者・団体が持つ様々なネットワークを通じて、E S Dのノウハウの拡大を図ること。
- ・ 学校、社会教育施設、N P O、地方公共団体など多様な主体と連携し、地域活動等に協力すること。
- ・ 専門性をいかして、学校教育、社会教育、地域活動等へ人材を提供すること。また、教育現場で活用できるE S Dに関するプログラム開発を行うこと。さらに、土地や施設を提供しE S Dに活用すること。

(ヘ) 農林漁業者、関係団体

農林漁業者等は、「(ホ) 事業者、業界団体」に包含されますが、事業の現場が地域に根づいていること、事業活動が地域の自然環境の維持管理のために大きな役割を有していること、食という人間が生存する上で基本的な部分を扱っていることなどから、特に以下のような役割や取組が期待されます。

- ・ 生活体験、自然体験、職業体験など多面的な側面を重視した農山漁村における体験活動の場や機会を提供すること。
- ・ 事業活動そのものが、地域の自然環境の維持管理、地域経済や産業の振興など持続可能な地域づくりに資することを踏まえ、学校、N P O、行政等多様な主体との協働の中で、地域づくりの担い手の一つとして大きな役割を担うこと。

(ト) マスメディア

マスメディアは、容易に知ることが難しい外国の暮らしや自然の状況を広く知らしめることや、先進的な取組を他の地域に紹介することなどE S Dに関する情報を広く伝えることが可能です。また、テレビやインターネット等の映像は、人の意識を変えたり、理解を促進するために効果的です。そのため、具体的には以下のようない取組や役割が期待されます。

- ・ 新聞、テレビ、ラジオ等を活用し、地球規模の話題から地域に密着した話題まで、E S Dに関する情報提供を継続的に行うこと。全国の推進事例の紹介や各地域での具体的な活動への参加情報等を提供すること。

- ・ イベントの開催、支援等により、E S Dの普及の機会を提供すること。

(チ) 教員養成・研修機関

教員がE S Dに関する知識や技能を有していることにより、児童生徒への効果的なE S Dが可能となるため、教員養成・研修機関には以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ E S Dに係る教員の指導力の向上、授業の改善や充実のための研修を行うこと。
この際、指導計画の作成、外部との連携手法、探求性や実践性を重視した教授法等についても取り上げること。
- ・ 大学の教育学部等の教職課程において、E S Dについて積極的に取り上げるとともに、実践的な指導方法を教授すること。

(リ) 公民館、図書館、青少年教育施設等の社会教育施設、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設

公民館は、地域の多様な主体が集まり、教育を通じた様々な交流の場ともなっています。また、地域の拠点としての性格も有しています。図書館については、関連する図書の貸し出しのみならず、地域の自然や文化に関する資料の蓄積があり、E S Dの取組の中で、有効に活用していくべきものです。また、各地域にある青少年教育施設では、持続可能な社会づくりに、責任ある行動をもって参加できる青少年の育成を推進することが期待されます。

また、ボランティアセンター、消費者センター、女性センター等の公的な拠点施設についても、E S Dを実践するための場とすることができます。

これらの施設には、以下のような取組や役割が期待されます。

- ・ E S Dの場や機会を提供すること。
- ・ 地域におけるE S Dの拠点の役割を担うこと。様々な主体をつなぎ、コーディネーターやプロデューサーの役割を担うこと。
- ・ E S Dについて指導やコーディネート、プロデュースできる者の育成を行うこと。

(ヌ) 地方公共団体

地方公共団体は、地域の諸課題を地域の多様な主体とともに解決する役割を有しており、地域におけるE S Dの推進について大きな影響力を持っています。このため具体的には、以下のような取組や役割が期待されます。なお、これらの取組においては、住民、小中高等学校、地元事業者、地元大学等の参加の下に行なうことが期待されます。

- ・ この実施計画の内容を踏まえて、地域の総合計画をはじめとする各種の計画に持続可能な開発の考え方を織り込むこと。また、ローカルアジェンダを新たに策定又は改定して、持続可能な地域づくりに取り組むこと。これらの中にE S Dに関

- する実施計画についても位置づけること。
- ・市民の参画を促進させつつ地域づくりを実践すること。さらに市民が、持続可能な開発に関する施策や地域づくりについて判断を行えるように積極的に情報提供を行うこと。
 - ・地域の様々な主体に対してE S Dの機会の提供をすること。また、地域に根ざしたプログラム策定を促進すること。
 - ・E S Dに関する施策の実施に際しては、教育委員会等の教育関連部局、企画部局、市民部局、環境部局、都市部局、農林水産部局、公営企業等が連携して取り組むこと。
 - ・地域内の多様なE S Dの取組について情報を発信し、地域内の関係者の連携やネットワーク化を進めること。その際、既にE S Dの活動を行っている団体、E S Dの価値観や原則に基づいた活動を行っている団体をいかした取組を行うこと。
 - ・地域の中で教育関連機関、N P O、事業者等をつなぐコーディネーターの役割、地域の諸活動や地域の諸課題との関連性の中で、様々な主体を巻き込んで活動や事業を構築するプロデューサーの役割を担うこと。
 - ・地域間の連携を促進すること。地方公共団体でつくる研究会や情報交換の場において、先進事例を共有すること。

(4) 国際協力の推進

わが国の提案によりE S Dが世界レベルで取り組まれることになった経緯を踏まえ、国際社会においてE S Dの取組が推進されるよう積極的に貢献します。国際社会は貧困や飢餓の撲滅を目指すM D G s や初等教育の完全普及や教育における男女の平等を目指すE FA を共通の目標として、これらの課題の解決を目指しているところです。各国の貧困をはじめとした諸課題が解決され、平和で持続的な国際社会が構築されることは、わが国の安全の確保や発展にも資するものです。このため、わが国は、先進国の一員として積極的な国際協力を推進します。

(イ) 国連関連機関等との連携・協力

ユネスコ、国連開発計画（U N D P）、国連環境計画（U N E P）、国連大学等への拠出金などを通じ、セミナーの実施、調査・研究、教育プログラムの作成、専門家育成などのE S D関連事業の実施を支援します。また、国連総会やユネスコ総会においてE S Dの10年の推進に貢献します。

(ロ) アジア地域を中心とした地域レベルの協力の推進

A S E A N + 3、アジア協力対話（A C D）、日A S E A N協力、日中韓三カ国環

境大臣会合（T E M M）、国連アジア太平洋経済社会委員会（E S C A P）等の枠組みを活用し、対話やワークショップの実施など、地域レベルの協力を推進することにより、教育プログラムの作成や各国のE S D実施計画の策定に協力します。

（ハ）開発途上国における人づくり等への支援

E S D関連プロジェクトの実施、専門家等の派遣、国内外の研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成に貢献します。また、国内において、開発途上国への支援を担う人材育成に努めます。さらに、その他のO D A事業についても持続可能な開発の考え方へ沿って実施します。

（二）各主体との連携、民間団体の取組の支援

国際協力については、N P O、事業者等の民間団体の役割が大きくなってきています。このため、政府の国際協力については、民間団体と緊密に連携して進めます。特に、現地の事情に精通した民間団体等との連携を図りながら、現地のニーズを十分に把握し、効果的な実施に努めます。

また、民間団体による取組の推進のため、民間団体に対する既存の支援策を引き続き活用するとともに、支援策の充実及び強化を図ります。さらに、地方公共団体についても、海外の姉妹都市などと、日頃から情報交換等に努めており、このようなチャンネルを活用したE S Dについての発信や相互の国際協力を推進するための支援を行います。

（ホ）国民の国際理解の増進

個々人の国際理解の増進が、国際協力の推進を進める上で必須になることを踏まえ、国際理解教育等を推進し、地球的視野を持つ人づくりに努めます。

（ヘ）国際社会への情報発信

わが国の国際協力の取組について、国際会議や地域レベルの会議等を活用し、国際社会に積極的に発信していきます。

5. 評価と見直し

（1）評価

E S Dの取組が広がり、各主体の意識や行動が変化し、わが国や世界が持続可能な社会に近づいていることについて、評価していく必要があります。この際、E S Dを実施した結果の効果について、どのように評価していくのか検討する必要があり、評価方法

については、教育学や社会学等の研究状況やユネスコにおける評価に関する検討の内容などを踏まえ検討します。この評価については、幅広い関係者の参加により進めます。

(2) 中間年までの目標と見直し

2006年以降、毎年政府の取組状況について点検します。また、2009年までの前半の5年間の取組については、優先的に取り扱うべきとされた環境と開発に関する課題を中心に、環境、経済、社会の三つの要素を基盤としつつ取り組み、2010年には、この結果を踏まえた見直しを行います。

(3) 最終年における評価

2014年末に10年全体の評価と、以後の検討を行います。

別 表

(1) 初期段階における重点的取組事項
2014年までの10年間の取組のうち、初期段階において特に重点的に実施すべきとされた事項について、平成18年度は、以下の施策を実施します。

項目	施策内容		担当府省
(イ) 普及啓発	○ あらゆる機会を通じた普及啓発 関連する都道府県等の行政職員を対象とした会議、市民向けの説明会等を通じて、ESDの10年やこの実施計画についての説明を行う。		外務省 文部科学省 環境省 関係府省
(ロ) 地域づく りにつな がる取組 実践	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国連持続可能な開発のための教育の10年促進事業 持続可能な開発のための教育(ESD)を推進させるため、環境保全、経済発展、社会開発の3つの調和を図りつつ、様々な課題を統合した取組について検討し、地域において実践を行う。この取組の中で、各地域においてESDを推進するためのコーディネート組織の設置を含めた取組を行う。また、その成果等をとりまとめて、全国への普及を行う。 ○ 環境と経済の好循環のまちモデル事業 地域発の創意工夫と幅広い主体の参加により、二酸化炭素排出量の削減等を通じた環境保全と雇用の創出等による経済の活性化を同時に実現する、環境保全をベースにしたまちおこしのモデルに対して支援する。 ○ 循環・共生・参加まちづくり表彰 地球環境問題からリサイクル問題まで多岐にわたる地域の課題を視野に入れ、市民との協働を図りながら、環境の恵み豊かな、持続可能なまちづくりに対する取組を行っている団体で特に顕著な功績を挙げている団体を環境大臣が表彰する。 		環境省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコツーリズム推進総合推進事業 自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、来訪者の環境教育にも役立つエコツーリズムを普及・定着させるため、全国セミナー等エコツーリズム推進方策を実施。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園等整備事業（自然再生事業） 自然環境に対する関心を喚起し、共通の理解を深め、意識を向上させるとともに、希薄化した自然と人間の関係を再構築するため、自然再生事業を実施している地域をその地域の自然環境の特性、自然再生の技術及び自然の回復過程等自然環境に関する知識を実地で学ぶ場として十分に活用し、自然環境学習を推進する。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 里地里山保全・再生モデル事業調査 モデル事業地域（4地域）において、地元都道府県、市町村、NPO、住民、専門家、関係行政機関等と連携し、地域戦略を作成。地域戦略に基づき、関係省庁を含む各主体が連携して、里地里山の保全を図るモデル事業を実施し、取組内容を全国に発信することにより、全国各地の様々な主体による里地里山保全活動を促進。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然再生活動推進費 自然環境情報や科学的知見等を収集整備し、その情報提供を行うとともに、自然再生協議会の円滑な実施を支援し、地域の自的な取組による自然再生を推進する。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ グラウンドワーク推進支援事業 地域住民、行政、企業等の協働のもと、地域の環境改善を行いうグランドワーク活動を推進する。 	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動支援による国民参加の綠づくり活動推進事業 「緑の少年団」の活動や、NPO等による森林づくり活動の企画立案等への支援など国民参加の綠づくり活動を推進することにより、企業、都市住民等を含む多様な主体の参加と連携による国民 	農林水産省

	参加の森林づくりを推進する。	
教育や体験の機会、場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域ボランティア活動推進事業 地域の教育力の再生を図るため、地域におけるボランティア活動促進のための多彩なプログラム開発を行う事業を実施し、全国的な展開を推進する。 ○ 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 子どもたちの豊かな人間性をはぐくむため、関係省庁と連携して、地域の身近な環境をテーマに、子どもたちが自ら企画し、継続的な体験学習を行う事業の実施を通して体験型環境学習を推進する。 	文部科学省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもエコクラブ事業 子どもたちが地域において自主的な環境保全活動に参加する機会を提供するため、全国の子どもたちを対象として「こどもエコクラブ」の結成、登録を呼びかけるもので平成7年度から実施。登録されたクラブ及びそのサポート（大人）に対しニュースレターの配付等により、環境情報の提供等を行う。 ○ 子どもパークレンジャー事業 子どもたちが自然保護や環境保全の大切さを学ぶため、全国各地の国立公園等において、自然保護官の行う環境保全活動等に参加する事業を実施 ○ 自然ふれあい体験学習等推進事業費 自然とのふれあいの機会を提供するため、施設や団体・人材とのネットワークを構築するとともに、様々な自然とのふれあいの場やイベント等に関する情報を提供する。 	環境省 文部科学省 環境省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもホタレンジャー事業 水環境保全活動の普及を目的として、ホタルに関連した水環境保全活動を行っている子ども達を「こどもホタレンジャー」と名付け、その活動報告を募集し、優れた活動を環境大臣が表彰する。身近な水環境への関心を高める。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ いきづく湖沼ふれあいモデル事業 水質浄化に向けた住民のより積極的な運動を喚起し、住民と行政が一体となつた諸施策を講じるため、住民が主要な想い手となつた、湖沼の直接浄化事業等をモデル事業として推進する。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な野生生物の観察事業 生態系を視野においた化学物質問題への取組の一環として、地域レベルでの身近な野生生物の継続的観察を支援する。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境コミュニケーション・ビジネスモデル事業等 地域における企業、市民等が連携した先進的なコミュニケーション・ビジネスを掘り起こし、その展開等を支援するとともに、その成果、課題等を評価し、環境教育の機会として活用するなど広く普及・啓発を行う。 	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域3R支援事業 製品のエンドユーザーアーである生活者が、自ら積極的に3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組むことを促進するため、小中高生を含む地城市民への環境・リサイクル関連法に対する認知度の向上等を目的とする支援事業。 	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの水辺再発見プロジェクト 教育委員会や市民団体等と連携して選定した水辺において、子どもたちの河川の利用を促進し、地域における子どもたちの体験活動の充実を図るため、情報発信や資機材の提供、環境教育を行う人材の紹介などについて支援するとともに、必要に応じて河川管理者が河川等の整備を行う。 	国土交通省 文部科学省 環境省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海辺の環境教育 <p>持続可能な社会の構築に向けて自然環境の大切さを、実際に自然に触れつつ学ぶ機会が強く求められている中、みなとの良好な自然環境を活かした、自治体やNPOなど地域が主体となる自然・社会教育活動等の場として海浜等の整備を行う。</p> ○ 水生物を指標とした簡易水質調査 <p>河川に生息する水生生物の生息状況は水質汚濁の影響を反映することから、これらを指標とした水質の簡易調査を通じて身近な自然に接することで環境問題への関心を高めるよい機会となることから、小学校や市民団体等の参加を得て昭和59年度から継続して全国水生生生物調査を実施している。</p> 	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な水環境の全国一斉調査 <p>全国の市民団体等と国土交通省が協働で、全国一斉に統一された簡易的な手法で河川を中心とする身近な水辺の水質調査を毎年行い、その結果を地図上にわかりやすくまとめた水環境マップを作成するなど、身近な水環境に関する理解と関心を深める。</p> ○ いきいき・海の子・浜づくり <p>文部科学省所管の教育関連施策と連携し、自然・社会教育活動等の場として安全で利用しやすい海岸づくりを行う。</p> 	国土交通省
(ハ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「サステナビリティ学連携研究」構想 <p>東京大学が統括機関となり、東京大学、京都大学、大阪大学、北海道大学、茨城大学に研究拠点を形成し、その他の協力機関とともにサステナビリティ学分野のネットワーク型研究拠点「サステナビリティ学連携研究機構」を共同で構築する。</p> ○ 環境に関する授業科目の実施状況調査 <p>大学における教育内容等の改革状況に関する調査の一環として、大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。</p> 	文部科学省

○ 現代的教育ニーズ取組支援プログラム	文部科学省 各種審議会からの提言等を踏まえ、社会的要請の強い政策課題に対応した大学、短期大学、高等専門学校における優れた取組を選定・支援するとともに、広く社会に情報提供を行う。平成18年度の公募テーマの一つとして「持続可能な社会につながる環境教育の推進」を設定し、公募を行う。
○ 環境体験学習人材育成支援事業	環境省 大学等の教育機関及びNPO等民間団体の連携による一體的かつ総合的な環境体験学習の指導者等の人材育成方策を検討し、その結果をもとに具体的な指導者等の人材育成施策を展開する。

(2) 国内における具体的な推進方策

関係府省は、平成18年度において、以下のESDに関する諸施策を実施し、国内の取組をリードする役割を担います。

項目		施策内容	担当府省
(イ) ビジョン構築、意見交換	ビジョン構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境政策の超長期ビジョン策定 近年の地球温暖化、国際的相互依存の進展、日本の人口減少等の長期的趨勢の中で、今後の持続可能な社会の形成を目指すために、2050年頃の地球、アジア及び日本の環境を見通した超長期の展望を専門的な知見から検討し、それにに基づく政策提言を行う。 	環境省
	意見交換	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円卓会議の開催 連絡会議のもとに円卓会議を隨時開催し、学識経験者、教育関係者、NPO、企業等関係者との意見交換を行う。 	関係府省
(ロ) 協議による政策決定、関係者の主体性の促進	協議による政策決定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境パートナーシップオフィス・地方環境パートナーシップオフィスの運営 環境基本計画、環境省重点施策等に関する意見交換会を行い、あらゆる主体から幅広く意見を聴きつつ、環境施策を策定・実施する。 	環境省
	関係者の主体性の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム開催、実践モデル事業調査 NGO/NPO等から政策提言を広く公募し、優れた提言について発表する環境政策提言フォーラムを開催するとともに、提言の実際の施策への反映を促進するために、優れた提言についてモデル的に事業化を実施。 	環境省
調査・研究等へのアクセス		<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候問題に関する知識の普及啓蒙 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、気候問題に関する知識の普及を図る。 	国土交通省

	ス性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災気象情報等に関する知識の普及啓蒙 各種刊行物・パンフレットの作成や講演会等を通じて、防災気象情報への理解の促進を図る。 	国土交通省
(ハ) パートナー シップとネ ットワーク の構築・運営	各府省の連 携	<ul style="list-style-type: none"> ○ ESDに関連する諸施策について、連絡会議を隨時開催し、関係府省が緊密に連携して取り組む。 	関係府省
	様々な主体 とのパート ナーシップ やネットワ ーク構築	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境パートナーシッププラザ／環境パートナーシップオフィスの運営 市民・NGO・事業者・行政等の各主体間のパートナーシップの形成促進を図るために、国連大学と共同で東京・青山に設置。環境保全等に係る情報の収集・提供、交流の場の提供、ネットワークの形成支援等を実施。 ○ 地方環境パートナーシップオフィスの整備 地域における環境保全活動等に関する情報提供やNPO等の交流の場等の拠点として、全国に地方版の「環境パートナーシッププラザ」を設置する。平成17年度までに5カ所設置予定。 ○ いきいき・海の子・浜づくり 文部科学省所管の教育関連施策と連携し、自然・社会教育活動等の場として安全で利用しやすい海岸づくりを行う。 ○ 環境体験学習人材育成支援事業 大学等の教育機関及びNPO等民間団体の連携による一體的な総合的な環境体験活動の指導者等の育成方策等を検討する。 	環境省 環境省 環境省 環境省 文部科学省 農林水産省 環境省
	コーディネ ート、プロデ ュースに関 する検討、人 づくり、組織 づくり		

(二) 能力開発、 人材育成	政府が行う 研修	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境調査研修所における環境教育研修 ○ 政府職員、地方公団体職員等に対する環境教育研修において、E S Dについても取り上げる。 	環境省
	指導者育成、 指導者情報 の提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、学校における環境教育に関する全体計画の作成、外部人材の活用の在り方等について、必要な知識を習得させ、受講者により、これら的内容を踏まえた研修等が各地域で行われるようにする。 	文部科学省
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育指導者育成事業 学校教員及び活動実践リーダーを対象に基本的知識の習得と体験学習を重視した研修（「環境教育リーダー研修基礎講座」）を行い、学校の児童生徒や地域の人々に対する環境教育・環境学習の推進を図る。 	文部科学省 環境省
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全に係る人材認定等事業の登録 環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する人材を育成又は認定する人材認定等事業について、民間団体等が運営するもので一定の基準を満たすものを登録し、環境保全活動等に活用を図る。 	文部科学省 環境省 農林水産省 経済産業省 国土交通省
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境カウンセラー活用推進事業 環境カウンセラーの登録事業に加え、その資質・能力の向上を図るために研修の充実や情報提供等の支援等を通じて、環境カウンセラーの活動を活性化することにより、環境カウンセラーの増加と地域における環境教育活動等の環境保全活動の促進を図る。 	環境省
		<ul style="list-style-type: none"> ○ パークボランティア活動推進事業 自然解説、美化清掃、施設の維持管理等を行うボランティアを登録し、国立公園の保護管理業務に協力。 	環境省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境学習指導者育成事業 自然公園のビジャーセンター等の自然環境学習の拠点において自然解説を行う者を対象とした研修を実施。 	環境省	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 濱戸内海環境保全普及活動推進 瀬戸内海の環境保全を推進する上で必要な地域における環境教育・環境学習、環境保全実践活動の中心となる指導者育成・人材養成のための研修等を実施。 	環境省	
(ホ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ プロジェクト・ワイルド 国営公園では、豊かな自然環境や歴史的資源を活用した多様な環境学習プログラムを提供するとともに、野生生物をテーマとした環境教育プログラムである、「プロジェクト・ワイルド」を開催し、環境教育・環境学習の指導者の育成を支援している。 	国土交通省	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査研究、先進事例の紹介、発表等 調査研究、内容の発展 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権教育推進のための調査研究事業 人権一般の普遍的観点からの取組及び各人権課題に対する取組を推進するため、人権教育の推進方策についての調査研究を行うとともに、人権問題解決のための研究協議を開催するなど人権教育を推進する。 	文部科学省
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境教育等担当者会議の開催 都道府県、政令指定都市等の環境教育等を担当している職員を対象に、政府の施策の紹介や全国の先進的な取組事例について情報提供等を行う。 	環境省
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会の開催 平成15年3月に開催された「第3回世界水フォーラム」の主要な分科会の一つとして「世界子ども水フォーラム」を受け、日本国内で子ども達自身の活動内容を高めるための情報交換の場として、世界子ども水フォーラム・フォローアップ大会を毎年開催している。 	国土交通省

プログラム開発	○ 環境教育推進のためのプログラム開発 小中高等学校における環境教育についての実施状況の調査を行い、児童生徒の発達段階に応じて、社会科、理科、技術・家庭科などの関係強化、道徳、特別活動、総合的な学習の時間も含めた環境教育推進のためのプログラム開発を行う。	文部科学省
	○ エネルギー教育調査普及事業 地域特性を活かしたエネルギー教育の推進のための研究及び組織化を行う大学を応募・選定し、3年間に渡り支援する事業を実施する。	経済産業省
(へ) 情報通信技術の活用	<p>○ 環境教育・環境学習データベース総合整備事業 環境教育・環境学習に関する知識、場、教材、事例等にかかる情報を収集し、総合的なデータベースを構築。収集した情報は、インターネットにより提供し、環境教育・環境学習の促進を図る。 (URL : http://www.eeel.jp/index.html)</p> <p>○ インターネット自然研究所バージョンアップ事業 インターネットを通じて、自然環境学習の素材としても利用できる国立公園のライブ映像や、我が国の世界自然遺産、絶滅の恐れがある野生生物等の情報を発信する情報システム「インターネット自然研究所」の運営等。 (URL : http://www.sizenken.biodic.go.jp)</p> <p>○ 循環型社会形成情報提供事業 循環型社会の形成に関する情報の発信をホームページ(Re-Style)により行い、国民、民間団体及び事業者等における活動のリ・スタイル化を促進。 (URL : http://www.re-style.jp)</p> <p>○ ホームページや冊子等における環境教育の参考となる情報発信 学校の先生や市民団体等が河川で総合学習、自然体験活動を行う際に参考となる「川で学ぼう」ホームページを開設するとともに、「水边から学ぼう」など様々な冊子を作成し、総合学習に対応した川に関する様々な情報を発信している。 (URL : http://www.kawamanabi.jp)</p>	環境省

(3) 各主体に期待される取組
関係府省は、平成18年度において、以下のよろな施策を推進し、ESDに関する各主体の取組を促進します。

項目	施策内容	担当府省
(イ) 個人、家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭教育手帳の作成・配布 子育てのヒント集としての家庭教育手帳において、自然や環境を大事にする心を育てるなどを盛り込み、乳幼児等の子どもを持つ親に配布する。 ○ 地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業 経済界をはじめとする各界と連携しながら、テレビ・新規・雑誌・ラジオなどを有機的に用いて、温暖化の危機的状況を伝えるとともに具体的な温暖化防止行動の実践を促す集中キャンペーンを実施し、国民一人ひとりの具体的な温室効果ガスの削減行動の結びつけ、ライフスタイル・ワークスタイルを変革する。 ○ 「環のくらし」普及啓発事業 地球温暖化対策推進大綱における国民各層の更なる地球温暖化防止活動を推進するため、若年層、壮年層への効率的な啓発を行うことによって、地球温暖化防止のライフスタイルの転換を推進。 ○ 我が家の環境大臣事業 環境にやさしい活動をすることを宣言する家庭を「エコファミリー」、その家庭の代表者を「我が家の環境大臣」として任命し、ウェブサイトを通じた情報提供、教材提供を行うとともに、レポート募集をして優秀なエコファミリーの取組に対して大臣表彰を行い全国へ優秀事例を広く紹介するなどして普及啓発を行う。 ○ 商品環境情報提供システムの運用 消費者が商品選択において、容易に製品個々の二酸化炭素排出量を把握できるよう、ライフサイクルアセスメント手法を用いて、製品個々の二酸化炭素排出用を把握評価し、そのデータベースを構築し、インターネットを通じて情報提供する。 	文部科学省 環境省 環境省 環境省 環境省 環境省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゴミゼロ型社会推進事業費 廃棄物の発生抑制・再生利用の促進等への取組においては、国民一人一人に廃棄物処理に対する重要性の認識によるとこころが多いことから、市民の参加を得て全国的な規模で普及啓発事業を展開することにより、ゴミゼロ型社会の形成を推進する。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国星空継続観察（スタートウォッチング・ネットワーク） 星空を観察するという方法を通じて大気環境の状態を調査し、大気環境保全の重要性を多くの人々に考えてもらうもので、全国の地方公共団体、学校、市民グループ等の協力を得て実施。 	環境省
(口) 学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食育推進基本計画の作成・推進 食育基本法に基づき、2006年3月末を目途に食育推進基本計画を作成し、これを推進する予定。内閣府では、広報啓発活動を中心に食育推進運動を展開する。 ○ 生産・流通・消費の各段階を通じた食育の推進 食育基本法に基づき、生産・流通・消費の各段階における「食事バランスガイド」の普及・活用の促進や、「日本型食生活」の普及・活用などを通じて、食について自ら考え、判断ができる食育を推進する。 ○ 交通と環境に関する環境教育 交通がもたらす環境への影響に関する理解と、環境負荷の小さい移動のために各個人がなしえることの認識を深めるための事業を実施する。 	内閣府 農林水産省 国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合的な学習の時間の推進 各学校における「総合的な学習の時間」の学習活動をより充実したものとするため、モデル地域やモデル校等において実践研究を実施するモデル事業や、優れた取組の奨励、教材開発、人的支援等を行い、各学校における取組を支援する。 ○ 環境教育実践普及事業 環境教育実践モデル地域の指定、環境教育に関する実践発表大会等を通じて、環境教育に関する優れた実践を促しその成果の全国への普及を図る。 	文部科学省

<p>○ 豊かな体験活動推進事業</p> <p>「体験活動推進地域・推進校」、「地域間交流推進校」、「長期宿泊体験推進校」を指定し、他校のモデルとなる体験活動に取り組むとともに、命の大切さを学ばせるのに有効な体験活動について調査研究を実施する。また、得られた実践成果をプロックごとに開催する協議会等を通じて広く全国に普及させる。</p>	<p>○ 環境教育指導資料の作成</p> <p>学校における環境教育の意義と役割、学習指導要領における環境教育に関する内容の解説や指導の実践例等を掲載した環境教育推進のための教師用指導資料を作成。</p>	<p>○ 環境教育推進のための教材開発</p> <p>社会科、理科、家庭科などの各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間など授業において活用できるような教材コンテンツを企画、開発し、インターネット上で提供する。</p>	<p>○ 人権教育開発事業</p> <p>基本的人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にした教育を推進する観点から、「人権教育総合推進地域」、「人権教育研究指定校」、「人権教育の指導方法等に関する調査研究」を総合的に実施し、学校教育における人権教育を推進する。</p>	<p>○ エコスクールの整備推進に関するパイロット・モデル事業</p> <p>環境への負荷が低い施設の整備を進めため、経済産業省、農林水産省及び環境省と連携して、太陽光発電、木材利用、雨水利用など環境を考慮した学校施設（エコスクール）のモデル的整備を推進する。</p>	<p>○ 屋外教育環境施設の整備</p> <p>子ども達の最も身近にある学校の屋外空間を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子ども達の育成や積極的な学校開放を行うため、ビオトープ、屋上緑化、学習園、グラウンドの芝張りなど学校の屋外教育環境の充実を図る。</p>
--	--	--	---	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に関する授業科目の実施状況調査 大学における教育内容等の改革状況に関する調査の一環として、大学における環境に関する授業科目等の実施状況についての調査を実施する。 	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校校舎と環境教育事業 学校校舎における CO₂ 排出削減のための改修等のハード整備と、これを活用した学校、地域での環境教育事業等のソフト事業を一体的に推進するモデル事業を実施する。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化問題に関する児童・生徒への効果的な環境教育実施事業 児童・生徒が「習慣」として温暖化対策を実行できるよう「総合学習」「社会」「理科」「家庭科」など様々な分野で使用することが可能な教師向けの副読本を作成し、全国の小中学校に配布するとともに、副読本を有効に活用するため、モデル授業を提供するなど地球温暖化教育のサポート体制を整備する。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林環境教育活動の条件整備促進対策事業 森林環境教育の普及啓発を推進するための全国シンポジウムの開催や学校林の整備や体験活動等を一体的に行うモデル学校林の設定を行う。 	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「遊々の森」制度等によるフィールドの提供・活用等 国有林の豊かな自然環境を子供達に提供して、様々な自然体験や自然学習を進めさせていただくためにプログラムの整備と共に「遊々の森」等の設定・活用を推進。また、森林環境保全ふれあいセンター等では、森林環境教育を行う教育者等に対する支援を実施。 	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 作文コンクール 小学校 4 年生から 6 年生を対象に、自ら考え発表する機会を提供するため、暮らしとエネルギーの関係をテーマとした作文コンクールを開催する。 	経済産業省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー教育実践校の整備 エネルギー教育に積極的に取り組む小・中・高等学校を応募・選定し、3年間に渡り支援する事業を実施する。 	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギーに関する教職員等説明会事業 エネルギーに対する教師の理解を深めるとともに、学校現場でのエネルギー教育実践に結びつけるため、各種教育団体等の協力を得つつ、教師向けの研修会を開催する。 	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学生向け副読本の配布 環境問題の意義、住まいにおける省エネルギー等の工夫などをまとめた小学校の社会科・家庭科・総合的な学習の時間のための副読本「環境にやさしい住まい」を小学校に配布する。 	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋環境保全教室の開催 海洋環境保全思想の普及を図るため、幼稚園、小中学校において、環境紙芝居の上演、講話、簡易水質検査等を行う。 	国土交通省
(ハ) 地域コミュニティ	<p>(1) (ロ) に掲げられた施策を推進</p>	
(二) NPO	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもゆめ基金」事業 独立行政法人国立オリンピック青年記念青少年総合センターに設置している「子どもゆめ基金」により、民間団体が実施する様々な子どもたちへの支援を行う。 	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境基金による民間活動助成事業 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDの関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係るNPO活動に対して活動資金を助成。平成16年度は、203団体約738百万円を助成。 	環境省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑と水の森林基金 民間団体が実施する子どもの体験活動等について支援を行う。 	農林水産省

		農林水産省
○ 緑の募金	民間団体が実施する森林整備及び緑化の推進に係る自発的な活動等について支援を行う。	農林水産省
○ 農村景観・自然環境保全パイロット事業	景観保全、自然再生活動の推進及び定着のため、公募方式により活動主体となるNPO等を広く募集し、これらの活動に対して直接支援を実施する。	農林水産省
○ 河川整備基金	地方公共団体、各種法人、団体、小中高等学校などが実施する、河川・ダムなどへの国民の理解を深める活動や、河川を活かした環境教育活動などに対し、助成を行う。	国土交通省
(ホ) 事業者、業界団体	<p>○ 環境配慮促進法に基づき、事業者が自らの環境負荷とその低減対策の状況等をとりまとめた環境報告書の作成・公表やその利用促進を図るため、シンポジウムや講習会等を実施。事業者においては、環境報告書等を通じて従業員の環境保全意識の向上を図るなど、社内教育に環境報告書等を活用。</p> <p>○ エコアクション21推進事業</p> <p>主として中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21を普及し、中小企業の事業における環境配慮に関する支援を行う。</p> <p>○ 企業の社会的責任（CSR）に基づく地域環境パートナーシップ促進事業</p> <p>CSR活動が、地域の環境問題解決の重要な要素となっていることを踏まえ、CSRに基づき、NPOや地域社会とのパートナーシップで取り組む地域企業の取組を各地に普及するため、優秀事例の収集、表彰等を実施する。</p> <p>○ 環境経営人材育成事業</p> <p>環境に配慮した企業経営を促進するため、環境コミュニケーションを含む環境実務に関する環境スキル標準等を開発し、公開・周知することで環境経営に関する人材育成の基盤を整備を支援する。</p>	環境省
		経済産業省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコプロダクツ展の開催 エコプロダクツ（環境配慮型製品・サービス）を広く普及するため、環境総合展示会を開催。企業、行政、NGO/NPOなど多様な関係者が参加し、環境学習の機会を提供するなど環境への取り組みに関する情報交流を促進する。 	経済産業省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES） 緑の保全・創出活動による社会や環境への貢献度を評価・認定する社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES） 	国土交通省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海洋環境保全講習会の開催 海事・漁業関係者を対象として、油、有害液体物質等の排出防止及びビルジ等の適正処理、廃棄物及び船舶の適正処理、ゴミの投棄防止等について指導・啓発を行う。 	国土交通省
(へ) 農林漁業者、関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就農等促進総合支援事業 各地で取り組まれている農業・農村体験活動を将来的に定着させるための全国的な組織作りへの支援及び農業・農村体験学習の受入に関する情報提供等への支援を実施 ○ 元気な地域づくり交付金のうちグリーン・ツーリズムの振興 農山漁村において、そば打ちやわらぞうり作りなどの体験を行う交流拠点施設等の整備を行う。 ○ 森林を活用した長期体験活動の推進方策に関する調査 森林を活用した長期体験活動を促進するため、長期体験活動の実態を把握し、活動プログラムの開発や普及啓発を実施する。 ○ 森林づくり交付金のうち森林の多様な利用・綠化の推進 森林環境教育など継続的な体験活動の場となる実習林や体験施設等の整備を行う。 ○ 林業後継者活動支援事業 森林・林業教育に関する年齢層に応じた体系的なプログラムの開発と普及を実施する。 ○ 日本の森を育てる木づかい推進緊急総合対策事業等 	農林水産省

	<p>地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するための木工教室の開催、NPO等と連携した地域材利用セミナーの開催等を実施する。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 上下流連携いき流域プロジェクト 上下流の森林・林業関係者等による森林の保全・利用活動や森林環境教育活動を複数の流域が連携して効果的に推進する。 	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水域環境総合保全事業 漁業者等が漁場環境保全のために自主的に行う森づくり活動、河川環境保全や海岸清掃等の活動に関する情報収集・提供することで、漁場環境保全に関する国民の理解の醸成と当該活動に参加する意欲を増進。 	農林水産省
(ト) マスメディア	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全活動推進のための戦略的広報 地球温暖化防止や3Rの推進のための普及啓発等について、マスメディアが情報を伝えやすくするためにマスメディアに対しても積極的に情報提供する。 	環境省
(チ) 教員養成・研修機関	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全のための教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修 都道府県教育委員会等の指導主事等を対象に、学校における環境教育に関する全体計画の作成、外部人材の活用の在り方等について、必要な知識を習得させ、受講者により、これらの人材を踏まえた研修等が各地域で行われるようになる。 	文部科学省
(リ)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社会教育活性化21世紀プラン 社会教育施設を中心とし、環境問題をはじめとした地域の課題解決のための事業を実施するとともに、モールプログラムの開発等を行い、社会教育の全国的な活性化を図る。 ○ 国立青少年教育施設における指導者育成及び自然体験活動等の機会と場の提供 国立青少年教育施設において、指導者の育成を行うとともに、立地条件や各施設の特色を生かして、自然体験活動等の機会と場を提供する。 	文部科学省

の公的な拠点施設		
(又) 地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ○ グリーン購入への取組の推進 グリーン購入の推進が遅れている地方公共団体に対し、グリーン購入に容易に取り組めるような簡潔なマニュアル等をまとめたガイドラインを作成し、組織的なグリーン購入への取組の普及・推進を図る。 ○ 都市公園における環境教育・環境学習の推進 利用者・地域・学校などと一体となつた環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園の整備を推進する。 	<p>環境省</p> <p>国土交通省</p>

(4) 國際協力の推進
以下の取組を通じて持続可能な開発に関する国際的な課題についての協力を推進します。

項目	施策内容	担当府省
(イ) 国連関連機関等との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日・UNDPパートナーシップ基金への拠出金 UNDPの重点活動分野の1つである「エネルギーと環境」分野における事業実施を日・UNDPパートナーシップ基金への拠出金を通じて支援する（当該分野における案件申請がUNDPからある場合、事業実施支援を検討する。）。 ○ "Tunza" プログラム (UNEP) 若青年層の環境への参加拡大及びUNEPとの協力関係の拡大のため、関連諸機関・団体のネットワーク拡大、会議開催、協定署名、出版物発行及びインターンの受入を実施。 ○ ユネスコ人材資源開発日本信託基金 開発途上国を中心に、貧困削減、環境保全、男女間の公平及び基礎教育の充実を目的としたプロジェクトを実施中。 ○ ユネスコ持続可能な開発のための教育信託基金 開発途上国を中心とした教材開発、コミュニケーション・学校レベルでの活動等を支援するため、ユネスコに信託基金を拠出する。 ○ 国連大学拠出金(持続可能な開発のための教育10年構想事業費) 「国連持続可能な開発のための教育の10年」については、国連の頭脳部門といべき国連大学などが推進を行っているが、国連大学による地域の拠点づくり等の事業の実施に関する拠出金を拠出する。 	外務省
(ロ) アジア地域を中心と	<ul style="list-style-type: none"> ○ アジア協力対話 (ACD) 環境教育推進対話 ACD加盟国の政府関係者、NGO、国際機関関係者が参加し、環境教育に関する意見交換を行う。 	外務省 環境省

<p>した地域レベルの協力の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ その他の国際会議における取組 ASEAN+3、日ASEAN協力、東アジア首脳会議（EAS）、日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）等において、可能な限りESDの推進を提唱する等して、国際的な取組をリードする。 ○ 日中韓環境協力推進費 日中韓三カ国における環境教育関係者によるワークショップ・シンポジウムの開催や共通の環境教育プログラムの作成等により、日中韓環境教育ネットワークの形成を推進。 ○ アジア防災センターを通じた地域防災協力の強化 持続可能な開発に防災の観点を盛り込むこと等を目標に掲げた国連防災世界会議「兵庫行動枠組」の具体化を図るため、防災教育の推進等アジア防災センターを通じた地域協力を推進する。 	<p>外務省 関係府省 環境省</p>
<p>(ハ) 開発途上国における人づくり等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ JICAを通じた人材育成 JICAを通じた専門家等の派遣、研修等を通じ、開発途上国において持続可能な開発を担う人材の育成を行う。 ○ 一般プロジェクト無償資金協力 開発途上国の経済社会開発に寄与するために、途上国の人造り分野（教育・研究、訓練、医療・保健等）などのプロジェクトを支援する。 ○ 留学生支援無償資金協力 開発途上国の社会・経済開発の企画・立案・実施に開わり、将来指導的役割を果たすことが期待される優秀な若手行政官等の人材育成事業 	<p>外務省 外務省 外務省 外務省</p>
<p>(二) 各主体との連携、民間団体の取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 草の根・人間の安全保障無償資金協力 途上国で活動しているNGO等が実施する人造り分野等のプロジェクトに対する資金援助を行う。 	<p>外務省</p>

の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本NGO支援無償資金協力 開発途上国・地域で活動している日本のNGOが実施する草の根レベルに直接役立つ経済・社会開発協力事業に對し資金協力を行う。 	外務省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ NGO事業補助金 開発途上国・地域における経済社会開発プロジェクトに関連し、プロジェクトの企画、プロジェクト後の評価及び研修会や講習会等を実施する日本のNGOに対し、総事業費の2分の1、1,000万円を上限に精算払いにより補助金を交付する。 	外務省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日中民間綠化協力委員会 中国に対する植林綠化運動に取り組んでいる民間団体等の協力を支援する。 	外務省 農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ NGO支援関連事務費 日本のNGOの能力の向上を図るため、NGO相談員、NGO専門調査員、NGO研究会、海外NGOとの共同セミナー等の各事業を実施する。 	外務省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 円借款 人材育成事業等を通じ、環境問題を含め途上国が抱える持続可能な開発のための問題解決を担う人材造り及び知識向上への支援を行う。 	外務省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地球環境基金による民間活動助成事業 国の出資及び民間の拠出による独立行政法人環境再生保全機構の「地球環境基金」により、ESDの関する取組を行う民間活動を含む環境保全に係るNPO活動に對して活動資金を助成。平成16年度は、203団体 約738百万円を助成。そのうち、国内民間団体による開発途上地域の環境保全活動は58件、海外民間団体による開発途上地域の環境保全活動は7件。 	環境省

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緑の募金 民間団体が実施する森林の整備又は緑化の推進に係る国際協力について支援を行う。 	農林水産省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民参加海外森づくり事業 NGO・国民参加による海外植林活動を促進するため、NGO等が行う植林プロジェクトへの支援を行う。 	農林水産省
(ホ) 国民の 国際理解の增 進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「英語が使える日本人」の育成のための行動計画 グローバル化が進展する中、子どもたちが 21世紀を生き抜くためには、国際的共通語となっている「英語」のコミュニケーション能力を身につけることが必要であるため、『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を策定し(平成15年3月)、関係施策を実施し、平成19年度までに英語教育の抜本的な改善を図る。 	文部科学省
(ヘ) 国際社 会への情報發 信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際教育推進プラン 国際教育について先進的な取組を行う拠点地域を指定し、NPO法人等を活用して地域の国際教育資源の連携や実践的指導方法の開発等を行いつつ、域内の学校を中核校に指定して大学等と協力し、モデルカリキュラム等に関する実践研究を行い、国際教育の推進を図る。 	文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各府省が国際社会への情報を発信する機会において、可能な限り ESDについても情報発信を行う。 	関係府省